

十和田市国民保護計画の変更概要

1. 国民保護計画について

市の国民保護計画は、国民保護法第35条の規定により、青森県国民保護計画を踏まえ、武力攻撃事態等における市の区域に係る国民の保護に関し必要な体制を確立するとともに、取るべき措置及び総合的な保護措置の推進を定め、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

2. 計画変更の趣旨

今回の変更は、国の基本指針(平成29年12月変更)及び青森県国民保護計画(令和元年6月変更)との整合性を図りながら、平成30年4月に変更した市国民保護計画の見直しを行うものであります。

3. 計画変更の手続き

国民保護計画の変更にあたっては、市で変更案を作成し、県や関係機関等の意見を聴取し、県、指定地方行政機関、警察、教育機関、消防機関等で構成する十和田市国民保護協議会に諮り、その結果を県と協議したのち、市長が決定します。

4. 計画変更の内容

(1) 経年変化の気候、人口等を変更

【第1編第4章 市の地理的、社会的特徴 P7~9】

新旧対照表	変更内容	理由
P1	気候(気温、湿度、降水量等)、人口、世帯等	経年変化

(2) 市の組織改編

【第2編第1章 組織・体制の整備等 P15 P18 P.34~37】

新旧対照表	変更内容	理由
P1	十和田湖支所の廃止、人事課の廃止・統合 農林部と観光商工部の統合	市の組織改編

(3) 青森県市町村相互応援に関する協定締結に伴う変更

【第2編第1章第2 関係機関との連携体制の整備】

新旧対照表	修正内容	理由
P1	災害時における青森県市町村相互応援に関する協定による相互連携を記述	県計画の反映 (H30 協定締結)

(4) 災害廃棄物対策指針の改定等に伴う変更

【第3編第9章 廃棄物の処理】

新旧対照表	修正内容	理由
P1	災害廃棄物について、国の指針及び県処理計画の準拠を明確化	国指針及び県計画に整合

5. 変更スケジュール

- 2月12日 ・ 庁内検討会議（市国民保護対策本部員）
- 2月27日 ・ 市国民保護協議会（計画変更の審議）、県との協議
- 3月10日 ・ 計画変更の決定
- 3月18日 ・ 市議会への報告
- 3月19日 ・ 市民への公表（広報紙、ホームページ等）